

2018年5月13日

「(仮称)天神丸風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見」に関する要望書

徳島県知事 飯泉嘉門 様

一般社団法人日本生態学会中国四国地区会 会長 永松 大



1. 知事意見に係る要望

「(仮称)天神丸風力発電事業に係る計画段階配慮書(以下、配慮書)」は、生態系管理を適切に進めるためのデータや評価において科学的な合理性・論理性に欠けている部分がある。また、地域社会との合意形成を行う上で、重大な影響が評価項目から欠落しており、適切な手続きを進める資料として十分ではない。一般社団法人日本生態学会中国四国地区会として、説明責任を果たす資料とするよう再考を求めるものである。

このことを踏まえ、環境大臣 / 知事意見に以下を盛り込まれるよう要望する。

- (1) 環境省資料「平成27年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書」によれば陸上風力発電の開発不可条件に該当する地域であり、各種法制度で土地改変が制限される地域のため、特定企業が占有して風力発電事業を実施することの公益性について合理的な説明を事業者に求めること、その際には鳴門市によって策定・公表された「鳴門市における陸上風力のゾーニング(適地評価)」等を参照として、事業の合理性を客観的に判断できる資料を作成するよう事業者に求めること、
- (2) 地形・地質・気候条件から見て斜面崩壊等の発生頻度が極めて高い地域での事業であることを鑑み、災害リスクに係る影響評価を事業者に求めること、その際、最新の科学的な知見にもとづいて、斜面崩壊モデルなどの構築を行うとともに、気候変動に伴う台風の巨大化や南海トラフ巨大地震の発生も考慮するよう求めること、
- (3) 大型資材を運搬するためのトレーラーが通行するには、搬入路となる国道、県道、及び林道の大規模改修もしくは新設が不可欠だと思われるが、配慮書には計画・評価が一切掲載されていない。改修に伴う自然環境の改変規模が大きいことが予想されるため、「計画熟度が低い」ことは正当な理由として認められるものではない。搬入路となる国道、県道、及び林道の改修や新設搬入路の計画について、費用負担のあり方も含め、説明責任を果たすよう事業者に求めること、
- (4) 事業実施想定区域は徳島県における屈指の優れた自然環境を有する場所であることを鑑み、法で保護対象とされる種、絶滅危惧種、希少種、その他分布上特徴のある種等、注目すべき種について事業実施想定区域および周辺域で綿密な分布調査を行った上で影響評価を行うよう事業者に求めること、さらに、大型哺乳類、鳥類、コウモリ類、希少性の高い種、指標種については広域的な調査に基づき、最新の科学的な知見に基づいて、風車への衝突確率モデル、個体群の絶滅確率モデルや生息適地モデルによる評価と環境配慮を事業者に求めること、
- (5) 最新の科学的な研究事例をもとにして、鳥類及びコウモリ類の風車への衝突だけでなく、低周波

による野生動物への影響や、大川原ウインドファーム、及び上勝・神山風力発電事業による累積的影響についても、隣接事例での各種調査報告書を参照し、総合的に調査・評価した上で、十分な環境配慮を行うよう事業者に求めること、

- (6) 事業実施想定区域において、登山者等による自然環境の利用実態の把握及び景観要素としての植物資源の分布とそれに及ぼす付帯工事を含む事業の影響について評価するよう事業者に求めること、特に山岳利用者や団体に対してヒアリングを行うよう求めること、
- (7) これら不備を補うための追加書類の提出、もしくは計画段階配慮書の手続きのやり直しを求める事と、また、希少生物への対応や防災面について、あらゆる措置を講じても重大な影響を回避または低減できない場合には、事業の撤回も含めた抜本的見直しを行うよう事業者に求めること。

以上

2. 要望の根拠（配慮書に対する見解）

以下、要望の根拠として、配慮書に対する一般社団法人日本生態学会中国四国地区会の見解を述べる。

- (1) 環境省が示した「平成 27 年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書」に基づけば、事業実施想定区域の大部分は標高 1200m を越え、また、傾斜角が 20 度を超える開発不可条件に該当する地域となっており、陸上風力の導入ポテンシャルは著しく低い。そのような区域で展開しようとする事業であることについて全く言及されておらず、事業を進める合理的な理由が示されていない。
- (2) 発電機や資材搬入路の設置が想定される地域は、急傾斜地かつ砂質泥岩層で不安定要因をもつ地盤が大半を占める。年間降水量は 3000mm に達し、隣接する剣山スーパー林道では斜面崩落や地滑りが多発している。台風の直撃ルート上に位置している当該地域は、気候変動に伴う台風の巨大化による降雨量や最大風速が増大する。それによるリスク増加に加え、30 年以内の発生確率が 70~80% とされる南海トラフ巨大地震の影響も危惧される。こうした地形・地質・気候条件を持つ地域での地形改変は、斜面崩壊等を誘発し、剣山スーパー林道の崩落、ダムへの急激な砂礫の流入・堆砂等を引き起こす可能性がある。事業の影響は、当該地を源流に持つ河川下流域の治水安全度の低下に及ぶことが想定されるにも関わらず、評価は行われていない。災害リスクの増加は重大な課題であるため、熟度の低い計画段階で事業の是非も含めて検討しておくべきである。
- (3) 長さ約 60m の資材を運ぶための運搬車が通行するためには、既存の国道、県道、及び林道で、かなり広い幅員を確保するための道路整備が、相当な距離にわたって必要になると考えられる。そして、それによる改変面積は、発電機の設置による改変面積よりも格段に大きくなると予想される。切土でしか行い得ないと思われる剣山スーパー林道の拡幅は、動植物の絶滅リスクの増大のみならず、土砂崩壊のリスクを増大させる。また、道路や橋梁が資材の重さに耐え得るかどうかについても懸念が残る。これらの懸念事項について事業者は影響評価を行っていないばかりか、言及すらしていない。
- (4) 4-1) 当該計画区域は、四国および徳島県における屈指の優れた自然環境を有し、ブナ林を始めとする自然性の高い冷温帯広葉樹林が残存する。控えめな見積もりとして、本事業計画で発電機の設置計画区域から周辺 1 km 範囲に影響が及ぶと想定した場合、徳島県および高知県に連なる四国東部域の自然度 7 以上の冷温帯林の約 7 % が消失ならびに影響を受けると推定されることから、その影響は甚大である。4-2) 種の保護法に基づく国内希少植物であるイシヅチテンナンショウやツルギテンナンショウの生育地となっている他、天然記念物であるイヌワシ、ニホンカモシカ、ヤマネ、及び危機的地域個体群とされるツキノワグマの生息域と重なっている。発電機設置や搬入路の設置、林道の拡幅あるいは新設等に伴う生育地・生息地の改変は、これら植物・動物の絶滅リスクを高める。発電機設置後には、イヌワシやクマタカ等猛禽類を始めとする鳥類やコウモリ類は、衝突、低周波による忌避によって個体群の縮小・絶滅に係るリスクが高まる。ヨーロッパでの事例を参考して、5km、10km、15km を閾値として四国東部の冷温帯域に設置された鳥獣保護区（特別保護区を含む）への影響を検討したところ、本事業計画での発電機設置計画区域から 5km 以内には冷温帯域鳥獣保護区の 20%（特別保護区の 9%）、10km 以内には 51%（特別保護区の 43%）、15km 以内には 71%（特別保護区の 56%）が含まれることとなり、影響は深

刻である。これは、これまで徳島県や地域が築き上げてきた保護政策を無視した開発行為である。

4-3) 法で保護対象とされる種、絶滅危惧種、その他分布上特徴のある種等、注目すべき種について、事業実施想定区域および周辺域で綿密な分布調査を行った上で予測・評価をしなければならない。さらに、大型哺乳類や鳥類については、広域的な調査に基づく評価と配慮が必要である。

4-4) しかし、配慮書では「方法書以降の手続きにおいて実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の回避又は低減が可能であると考え、工事の実施による重大な環境影響を対象としないことにした」とされている。科学的な検討が成されていない段階で「実行可能な環境保全措置により影響の回避・低減が可能」と結論づけることは論理的に不可能であり、容認できない。

- (5) 優れた自然環境を有する当該計画区域は、多くの登山客や観光客が景勝地として利用している。事業実施想定区域で発電機設置場所となる稜線沿いには、ブナ、ミズナラ、ヒメシャラ、カエデ類等の古木で創られる風景や、アケボノツツジ、シロヤシオ、オオヤマレンゲ、カタクリ（以上、いずれも徳島県版レッドリスト掲載種）及びドウダンツツジ、オオカメノキ、タムシバ等の花を楽しむ登山者も多い。しかし配慮書では、登山者等による利用実態は全く明らかにされておらず、また、景観要素としての植物資源に及ぼす影響も検討されていない。
- (6) 事業実施想定区域に隣接して、大川原ウインドファームが運用され、また上勝・神山風力発電事業が計画されている。これらの事業による累積的影響が懸念されるため、より広域的な視点で調査および評価し、その結果に基づいて十分な環境配慮に資する必要があるが、配慮書では累積的影響による評価の必要性について言及されておらず、全く検討されていない。
- (7) 新聞等でも報じられているとおり、住民や関係団体から数多くの意見が寄せられており、多くが事業への懸念や、合意形成過程の不備、説明責任の不十分さを指摘している。特に、登山客や観光客へのヒアリングが欠落している等、関係者への説明が不十分である。配慮書は、事業者のホームページで確認し、意見を提出できる仕組みが作られていたが、配慮書は印刷できないようロックされていた。これらのこととは、配慮書が徳島県民等との合意形成のためのツールであるとの認識を、事業者が持ちあわせていないことを示している。
- (8) 鳴門市が公表した「鳴門市における陸上風力のゾーニング（適地評価）」は、風力発電事業の評価手法として手本となるものである。徳島県で風力発電事業を展開しようとするのであれば、こうした手法に基づき、事業の合理性を客観的に判断できる資料を作成する必要がある。

- 配慮書は、事業を実施しようとする地域の陸上風力の導入ポテンシャル、災害リスク、自然環境、及び人と自然の触れ合いに係る影響評価の手法に科学的合理性を欠いている、もしくは検討自体が行われていない状態で提出されている。これをもって科学技術的報告だと主張されることは、一般社団法人日本生態学会中国四国地区会として容認できない。
- 科学的な合理性及び合意形成に係る認識が欠如している配慮書は、徳島県民等への説明責任を果たすものとはなり得ない。
- 計画段階配慮書の手続きをやり直すか、説明責任を果たし得る追加資料の提出が必要である。